

## 知的財産権を含む研究成果の取扱いについて

### 1. はじめに

本年5月に理化学研究所の研究者が米国経済スパイ法違反などの容疑で起訴された問題を契機として、特許等知的財産権を含む研究成果、研究データ、研究材料・試料、実験サンプル、実験装置等の管理や秘密の保護に関し、特に研究者が機関を異動する際の、研究機関と研究者の関係について、国内外の現状把握及びその在り方に関する検討が課題とされた。

以下の調査結果は、内閣府が関係府省の協力を得て、知的財産権を含む研究成果の帰属先等の現状について取りまとめたものである。今回、回答のあった機関数は次のとおりである。

国立試験研究機関	14 機関
特殊法人・認可法人	8 機関
独立行政法人	23 機関
国立大学・国立大学共同利用機関	6 大学・4 機関
公立大学	2 大学
私立大学	5 大学
計	62 機関・大学

### 2. 研究成果の帰属先の状況

知的財産権を含む研究成果の帰属先の状況を別表に示す。  
特徴的な事項等を挙げると、以下の通りである。

#### (1) 国立試験研究機関、特殊法人・認可法人、独立行政法人関係

「特許権」については、国立試験研究機関の1機関を除いて、すべての機関で職務発明規程等によって「原則として国・研究機関に帰属」あるいは「国・研究機関が一部又は全部を承継」等とされている。なお、独立行政法人では、「原則として研究機関に帰属」とされている場合でも、研究者が希望したときは1/2以下の持分を所有できる旨の規定を設けている機関も多い。

「意匠権」及び「実用新案権」については、ほとんどの研究機関で「特許権」と同様の取扱いを規定している。

「データベース及びプログラム等に係る著作権」については、独立行政法人では多くの機関で職務発明規程やプログラム規程等によって「原則として国・研究機関に帰属」あるいは「国・研究機関が一部又は全部を承継」等とされているが、国立試験研究機関及び特殊法人・認可法人では規定を設けている機関と設けていない機関がほぼ同数である。

「研究者の論文、著作等に係る著作権」については、規定を設けていない機関が多いが、これは機関独自の規定は設けず、著作権法に基づいて運用している機関が多いものと思われる。

「回路配置利用権」、「植物品種育成者権」、「ノウハウ使用权」及び「商標権」については、規定を設けていない機関が多い。その一因として、これらの権利は、特定の研究機関を除き、その研究内容に照らしてあまり想定されず、具体的な規定を設ける必要性が少ないことなどが考えられる。

「その他の研究成果物」については、ほとんど規定が設けられていない。なお、独立行政法人の「実験装置」に係る規定は、固定資産管理規則等によって「研究機関に帰属」とされているものである。

## (2) 大学関係

国立大学及び国立大学共同利用機関においては、「特許権」、「実用新案権」及び「データベース及びプログラム等に係る著作権」については、文部省（当時）の通知に従い、一定の条件（応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明等）に該当する場合は国に帰属、それ以外の場合は研究者（発明者）に帰属とされているが、これら以外の権利については、規定は設けられていない。

これに対し、公立大学については、「特許権」、「実用新案権」のほか「意匠権」についても「自治体に帰属」あるいは「一定の条件により自治体又は研究者に帰属」する旨規定されており、また、1大学で「植物品種育成者権」について「一定の条件により自治体又は研究者に帰属」する旨規定されている。他方、これら以外の権利については、「データベース及びプログラム等に係る著作権」を含め、規定は設けられていない。

私立大学については、「特許権」や「実用新案権」のみならず、他の権利についても「原則として大学に帰属」、「大学が一部又は全部を承継」あるいは「一定の条件で大学又は研究者に帰属」する旨の規定を設けている大学が多い。なお、1大学の「研究試料、研究材料、実験サンプル」及び「実験装置」に係る規定は、調達規程によって「大学に帰属」とされているものである。

### 3 . 研究者が異動する際の知的財産権に係る権利の帰属先及び手続き

職務発明規程において「研究者（発明者）が退職した場合、当該特許権等が消滅するまでの間は引き続きこの規程の定めによる」旨を明定しているものが1機関あった。権利の帰属先が「原則として国・研究機関」となっている研究機関では、「権利は国・研究機関に帰属する（研究者に帰属する権利がない）ので手続き等はない（引き続き国・研究機関に帰属する）」という状況であるが、それ以外では、「異動時の手続きは定めていないが、職務発明規程等に基づき異動後も同様に扱う」、「権利の移動はない」、「規定なし」等の回答で、特段の定めはしていないが、異動前と同様の取扱いで運用されている状況にあると思われる。

### 4 . 研究上知り得た秘密の保護義務

国家公務員法及び地方公務員法によるほか、各機関とも職務発明規程や就業規則等により、守秘義務が課せられている。

### 5 . 今後の検討課題

今回の調査により、我が国における知的財産権を含む研究成果の取扱いの概要が明らかとなったが、今後の科学技術政策上の主な検討課題として次の事項が挙げられる。

知的財産権の帰属の在り方についての規定の整備

知的財産権を含む研究成果の取扱いについて各研究機関・大学等における規程の整備を促進するためのガイドラインの検討

研究者の流動化、科学技術活動の国際化に対応して、研究者の所属機関における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理等の在り方に関する検討

海外の状況も含めた研究者の対応のあり方及び周知徹底策についての検討

諸外国との科学技術協力協定等の政府間の枠組で交流する研究者による研究成果の取扱いについての検討

等



## 研究成果の帰属先一覧

項 目	国立試験研究機関		特殊法人・認可法人		独立行政法人		国立大学・国立大学共同利用機関		公立大学		私立大学		
	回答数：14機関				回答数：23機関		回答数：10大学・機関		回答数：2大学		回答数：5大学		
	原則として国/国が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関/機関が一部又は全部を承継	規定なし	原則として機関/機関が一部又は全部を承継	規定なし	国又は研究者	規定なし	自治体/自治体又は研究者	規定なし	原則として大学/大学が一部又は全部を承継/大学又は研究者	規定なし	
知的財産権	特許権	13(2)	1	8	0	23(8)	0	10	0	2	0	5	0
	データベース及びプログラム等に係る著作権	6(1)	8	5	3	18(6)	5	10	0	0	2	4	1
	研究者の論文、著作等に係る著作権	3(2)	11	1	7	6(4)	17	0	10	0	2	2	3
	意匠権	13(2)	1	6	2	21(7)	2	0	10	2	0	4	1
	回路配置利用権	5(1)	9	2	6	4(2)	19	0	10	0	2	4	1
	植物品種育成者権	5(1)	9	1	7	6(3)	17	0	10	1	1	4	1
	ノウハウ使用权	2(1)	12	2	6	3(2)	20	0	10	0	2	3	2
	実用新案権	12(1)	2	8	0	20(5)	3	10	0	2	0	4	1
商標権	1	13	2	6	3(1)	20	0	10	0	2	3	2	
その他の研究成果物	研究データ・情報	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	0	5
	研究試料、研究材料(生物材料を含む)、実験サンプル	2(1)	12	2	6	1(1)	22	0	10	0	2	1	4
	実験装置(研究者が自作したもの。試作品を含む)	2(1)	12	1	7	4(1)	19	0	10	0	2	1	4
	その他の研究成果物	2(1)	12	1	7	0	23	0	10	0	2	0	5

「国立試験研究機関」及び「独立行政法人」の( )内は、国・研究機関に帰属等の方向で規程を検討中の数で、内数。  
 「国立大学・国立大学共同利用機関」において、「特許権」及び「実用新案権」については10大学・機関とも文部省(当時)の内容を盛り込んだ学内規程を策定しているが、「データベース及びプログラム等に係る著作権」については5大学で学内規程は策定せず、文部省(当時)通知により運用している。